

議案第 36 号

専決処分の承認について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 5 月 11 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

地方税法施行令の一部改正に伴い、調布市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、提案するものであります。

専決処分の承認について

別紙のとおり専決処分したので報告し，承認を求める。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、
調布市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり専決
処分する。

令和5年3月31日

調布市長 長 友 貴 樹

調布市条例第 号

調布市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例

調布市国民健康保険税賦課徴収条例（昭和33年調布市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第9条第9項中「第11条の2」を「第11条の2第1項」に改める。

第10条第1項第2号中「28万5,000円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「53万5,000円」に改める。

第11条の2第2項中「その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）」に改める。

附則第4項中「第10条第1項」を「第10条」に、「同項中」を「同条第1項中」に改める。

附則第7項、第8項、第10項から第13項まで、第16項及び第17項中「第10条第1項の」を「第10条の」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の調布市国民健康保険税賦課徴収条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。